

共産党要望項目一覧

平成30年度11月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1、憲法</p> <p>安倍総理は憲法改定案を臨時国会に提出するとし、国会議員にも提出するよう求めた。しかし、憲法擁護義務のある総理が憲法改定案を明言するのは憲法違反であり、行政府の長が立法府に指示するのは三権分立をうたう憲法に違反する。憲法違反をおかしての改定案提出などあってはならない。どの世論調査でも反対する国民が多い憲法改定案提出に反対すること。</p>	<p>憲法改正は、国会議員の3分の2以上の賛成により発議を行い、国民が国民投票で決するものとなっている以上、国会の場での十分な検討と国民的な議論が必要と考えており、改正の提案そのものをしないよう求めることは考えていない。</p> <p>なお、日本国憲法に改正規定が置かれていることから、総理が憲法改正案を主張すること自体は、憲法尊重擁護義務に違反するものではないというのが憲法学における通説であると承知している。</p>
<p>2、美保基地関係</p> <p>①来年度概算要求に、美保基地に配備予定の新型空中給油機が盛り込まれているが、空中給油機は、戦闘機などが遠距離飛行できるようにする、他国へ攻めていくためのものであり、専守防衛を建前とする自衛隊の任務を逸脱させる憲法違反の装備であり、配備に反対すること。</p>	<p>空中給油機KC-46Aの配備については、国から協議がなされる予定であり、あらためて、安全面での検証等を十分に行い、判断することとしている。</p>
<p>②平成30年度上半期の航空自衛隊美保基地所属航空機の部品落下事案についての報告がされた。毎月のように部品落下が発生し、7回のうち6回は配備されたばかりのC2輸送機のネジ落下事案である。美保基地はこれを「軽微」と認識しているが重大事故につながるのではないかと危惧をする。C2輸送機はテスト走行段階から滑走路逸脱事故を起こすなど欠陥機であり、海外展開を目的とした憲法違反の配備であり、配備中止を求めること。最低でも再発防止策の徹底、事案発生時ごとの報告、住宅地上空の訓練ルートの変更を求めること。</p>	<p>美保基地所属航空機の部品落下については、基地から報告を受け、その都度県から基地に対し点検整備と安全対策の徹底について申入れを行い、再発防止策の確認を行っている。</p> <p>美保基地における離発着時のルート（航空経路）は、従来から学校等の上空は避けて飛行するなど配慮されている。</p> <p>なお、C2配備にあたっては、安全運航に万全を期すことの見解を付しており、また、滑走路逸脱事故発生時には、操作手順書等の改正や、操縦者等への教育をはじめ安全対策を徹底し、万全の再発防止対策を実施するよう防衛省へも要請しており、随時対応状況の確認を行っている。</p>
<p>③鳥取県内でも米軍機の低空飛行訓練が目的され、また米軍オスプレイが飛行している可能性も否定できない。米軍が日本国内を自由に飛び回る危険性を回避するためにも、全国知事会が求めている「日米地位協定の抜本的な見直し」を、鳥取県としても求めること。また、米軍機飛行訓練に関し、引き続き騒音測定器や監視カメラの設置を求め、県独自の設置も検討すること。</p>	<p>米軍機の低空飛行訓練について、日米合同委員会合意を遵守し住民に危険を及ぼし不安を与えるような飛行訓練を行わないよう措置すること及び住民からの苦情が多い地域においては国の責任において騒音測定器を設置することについて、毎年、防衛省に要望を行っている。</p>
<p>④核兵器禁止条約を批准するよう日本政府に求めること。</p>	<p>核兵器禁止条約批准という、外交防衛上の課題は国の専権事項であり、国としての考え方の中で最終的に行動されるべきものである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>3、経済・雇用・農林水産業</p> <p>①日米間で新たな貿易協定交渉が始まった。政府は「日米F T A（自由貿易協定）」はやらないといていたにもかかわらず、「日米T A G（物品貿易協定）」だごまかして日本政府側だけが国内で説明しているが、実際の協定文章は明らかに「日米F T A」である。外交文書を捏造すると言いきわめて悪質な行為である。今後「日米F T A」交渉を続ければT P P以上の譲歩が求められ、一次産業が基幹産業の鳥取県にとって死活問題になる。「日米F T A」は受け入れられないこと。即時交渉を停止するよう政府に求めること、またただちに日米首脳会談での交渉内容を明らかにするよう求めること。</p>	<p>来年1月の開始が見込まれている日米物品貿易協定（T A G）交渉では、トランプ政権による保護主義の強硬化に十分警戒する必要があることから、11月8日には、県庁内で国際経済変動対策会議を開催し、関係者による情報共有と対策について協議したところである。</p> <p>改めて、国に対して、国内農林水産業への影響の検証や交渉経過等の情報提供と丁寧な説明、さらには、国内農林水産業を守るための対策に万全を期すことについて、県内農業団体等とともに緊急要請を行う。</p>
<p>②異常気象の中でコメの作柄も決して良いとは言えず、主食であるコメの生産の下支えが必要である。廃止されたコメ戸別所得補償制度の復活を国に求め、県独自の差額補填制度を創設すること。優良種子の安定的生産と普及を保障し、主要農作物の種子を守り育てる、種子法の復活を求めること。また県種子条例を制定すること。</p>	<p>戸別所得補償制度については、国が進めている水田フル活用対策等は有効であり、国に方針の見直しを求めることは考えていない。また、県の独自支援も考えていない。</p> <p>主要農作物種子法廃止に伴い、本年3月に主要農作物の種子生産及び供給に係る基本要綱を制定し、引き続き県が果たすべき原種生産やほ場及び生産物審査などの役割を担っている。このため、現時点では種子法の復活についての国への要望や県種子条例の制定は考えていない。</p>
<p>③安倍首相が来年10月の消費税増税を表明した。引き上げに伴う景気対策として、軽減税率導入、ポイント還元、商品券などの構想がうたわれているが、10%増税が前提であり軽減や景気対策にはならず、負担と混乱をもたらす県経済とくらしに重大な影響を与えることになる。すでに安倍政権の経済政策の下で労働者の実質賃金は18%も減っており消費不況が続いている。増税すれば鳥取県ではひと家庭あたり平均6万2千円、県全体で250億円の負担増が想定されている。消費税10%増税の中止を求めること。複数税率導入にともなって業者に求められているインボイス制度は、免税業者を事業取引から排除するものであり、インボイス制度の中止をもとめること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心して、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税引上げの中止を求めることは考えていない。</p> <p>また、インボイス制度は、消費税の適正な課税をするために設けられる制度であり、複数税率においては必要不可欠な制度であること、免税事業者に対しては消費税率引上げから経過措置を含めた10年間の準備期間を設け、円滑な導入に向けた措置がとられていることから、導入中止を求めることは考えていない。</p>
<p>④鳥取県の最低賃金762円は、全国平均の874円よりも低く、東京の985円より200円以上も低く、鳥取県からの若者流出の一因にもなっている。地方創生、人口減少対策というのであれば、中小企業支援とセットで全国一律の最低賃金となるよう、引き上げを国に求めること。</p>	<p>最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専権事項である。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤行政機関として、生活できる賃金単価を保障するため、公契約条例を制定すること。</p>	<p>最低賃金等労働者の労働条件に関する基準は、憲法の規定により労働法制の枠組の中で定められていることから、公契約においても、国が必要な制度設計を行うことが適当であると考えている。</p> <p>本県では、県内事業者団体から意見を聞き取るとともに、適正な労働条件の確保等に向けて最低制限価格制度をしっかりと機能させるよう、全庁への文書通知や新たに制定した「契約事務処理要領」へ盛り込み研修等で周知徹底を図っている。</p> <p>今後も国の動向や他県の状況を調査しつつ、現行制度の確実な運用に努め、適正な公契約が行われるよう取り組んでいく。</p>
<p>⑥他県や県内自治体（岩美町、若桜町など）で実績をあげている商店リフォーム制度を、県制度をととして創設、あるいは自治体制度を支援すること。</p>	<p>地元商業の活性化を目的とした商店リニューアル助成事業は、来街者ニーズ等を踏まえて市町村がまちづくり方針等に沿って実施すべきであり、単なるリニューアル助成制度の創設は考えていない。</p> <p>既に県では市町村と協調した商店街の環境整備等への支援のほか、個々の事業者が取り組む経営革新、リフォームも含めた設備投資等に対する支援制度を設けており、それらを引き続きご活用いただきたいと考えている。</p>
<p>4、原発・再生可能エネルギー</p> <p>①この度中国電力3号機の書類不備（地震津波対策を2号機にならうと具体的なデータを明記せず）による審査中断に加えて、2号機の書類不備（核燃料の輸送に関する資料を添付せず）があきらかになった。中電側は11月1日の関係自治体での説明会で、一応お詫びをしたものの「書類不備ではなく手続き上の問題だ」と居直りどこまで反省とお詫びの気持ちをもっているのか疑念がある。中国電力に対し、不備文章の撤回を求めること。原発稼働・再稼働につながる一切の手続きの中止を求めること。</p>	<p>島根原発2号機及び3号機の審査資料に係る指摘については、米子市長及び境港市長と共に、11月7日に原子力安全対策プロジェクトチーム会議を開催し、中国電力に指摘された内容と対応方針について説明を求めるとともに、遺憾の意を伝え、審査への真摯な対応を求める。</p> <p>2号機及び3号機の申請に係る事前報告の可否に関して、まずは最も専門的な機関である原子力規制委員会の審査で安全対策の検証が行われる必要があることから、判断はせず回答を留保しているところである。</p> <p>原子力規制委員会には、安全を第一義として厳格な審査を行うよう度重ねて要望しており、今後も規制委員会の審査を注視していく。</p>
<p>②中国電力はしないとしているが、島根原発2号機、3号機について住民説明会を米子・境港市の複数会場で行うよう求めること。また議会への説明会を中国電力に求めること。</p>	<p>2号機及び3号機の申請に係る事前報告への回答の中で、条件の一つとして、島根原発の安全対策や原子力規制委員会の審査状況について住民説明会を開催するよう求めているところであり、米子市及び境港市と相談しながら、必要に応じて中国電力に対応を求めていきたい。</p>
<p>③鳥取県内から流出する金額は電気料金だけでも年間1千億円と見込まれているが、電力自由化を契機に2015年にスタートした米子市のローカルエナジーは地域経済の基盤となるエネルギーの地産地消が促され、地域外への資金流出の抑制と地域内での資金循環が可能となるものだが、10月に九州電力は一部の太陽光発電を稼働停止する「出力制御」を実施した。また11月には風力発電の出力制限をするなど、今後も電力の需給バランスが崩れて大規模停電が起こらないよう出力調整する方針だ。原発をベースロード電源にする第5次エネルギー基本計画では、今後県内の再生可能エネルギーが増えたとしてもこのような出力制限を受けることが懸念される。すでに第5次エネルギー基本計画の原子力発電は破綻しており、国に原子力事業からの撤退を求めること。</p>	<p>エネルギー需給に関する施策・方針は、エネルギー政策基本法に基づき、国がエネルギー基本計画で定めることになっている。</p> <p>原子力発電所の必要性については、国が適切に判断すべきものであり、国に原子力事業からの撤退を求めることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④大規模風力発電計画が相次いでいるが、環境との調和、住民や自治体合意を踏まえたルールづくりを国にもとめ、県独自のルールづくり（ゾーニング、条例制定）も行うこと。</p>	<p>独自の規制については、一部の自治体で条例に基づき実施されているが、規制を加える場合には、発電施設のみならず、他の建築物に対しても規制されることとなり、慎重な検討を必要とする。むしろ地域住民との合意形成が特に重要になっていることから、これまでも地域住民への事前説明等の法整備、並びに地元自治体の意見を反映させる仕組みの構築等について国へ要望している。</p>
<p>⑤北海道胆振東部地震による長期にわたるいわゆるブラックアウトは、県内経済や道内の人々の暮らしや医療等においても甚大な被害をもたらし、大型電源の集中立地のリスクが改めてあきらかになった。小規模分散型の再生可能エネルギーを推進すること。そのためにも、米子のメガバイオ発電のように、目先の営業利益追求（赤字の工業用水等）のための支援はやめること。</p>	<p>本県では地域分散型電源として期待される再生可能エネルギーによる電力自給率が平成29年度末で約36%に達し、国の約15%を大きく上回っており、一般家庭等で消費する電力量の100%を賄うことができる状況になり、電力の地産地消が着実に進んでいる。</p> <p>今後も地域分散型エネルギー社会の実現を目指し、地域に密着した再生可能エネルギー導入の取組を中心に推進していく。</p> <p>なお、和田浜工業団地のバイオマス発電所への工業用水については、地元米子市が積極的に推進する企業誘致に協力するため、採算性を考慮の上、工業用水の供給を行うこととしている。</p>
<p>5、貧困から暮らしを守る (生活保護)</p> <p>生活保護基準が10月から引き下げられ、保護費が3か年にわたって削減される。実態調査をし、元に戻すよう国に求めること。</p>	<p>生活保護基準は、国民の消費動向や社会情勢を勘案して、国の責任において設定されるものである。</p> <p>今回の改訂では、一律に引き下げられるのではなく、世帯構成や年齢により減額となる世帯もあれば増額となる世帯もあることから、元に戻すよう国に求めることは考えていない。</p>
<p>(福祉灯油)</p> <p>原油の高騰が続き、灯油の配達販売価格は10月末現在で全国4位の高さである。2016年10月24日1440円、2017年10月30日1635円、2018年10月29日2088円とこの3年同時期に比べても著しい値上がりである。異常気象の中で豪雪も予想され、生活保護費の削減で、生活保護世帯や低所得者世帯の生活が懸念される。生活保護世帯や低所得者に対する福祉灯油制度を、今から検討し、制度創設すること。</p>	<p>生活保護世帯や低所得者世帯等の個別世帯への支援は、まず住民生活状況を把握する市町村において検討されるべきものであり、県内市町村から灯油購入に関する支援が必要との意見は聞いていない。</p>
<p>6、子育て・教育関係 (保育)</p> <p>①待機児童対策の目玉として無認可でも認可並みの助成金がでる企業主導型保育制度は、平成28年度からはじまり、県内でも急激に増えている。都内の企業主導型保育所では保育士全員が辞めたり、助成金頼みの経営で資金繰りが悪くなり突然閉園になるなど、園児や保護者だけでなく、保育士のリスクも大きく社会的な問題になっている。企業主導型保育を子ども子育て支援計画に盛り込まず認可保育所中心の計画を市町村に求めること。規制緩和による基準の引き下げではなく、保育の質の向上と安心・安全な保育のための保育士の処遇改善と大幅増員を図るよう国に求めること。</p>	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育の提供体制をどのように確保するかは、各市町村が子ども・子育て会議をはじめとして様々な意見を聞きながら議論を重ねて決定されるものであり、県は各市町村の確保策について意見を付す立場にない。</p> <p>1歳児及び4・5歳児における保育士の配置基準の引上げや、全ての保育士等を対象とした処遇改善等加算の加算率引上げについて、引き続き国に対して要望していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②米子市では公立保育所の統廃合・民営化方針を8月に公表し、保育関係者や対象とする14園の保護者への説明会を終えている。しかし突然の構想であるうえに、米子市福祉会の合意に基づく統廃合・民営化計画ではないのに、発表を先行するという乱暴なやりかたで保育者や保護者の間から反発や懸念の声が広がっている。県の保育計画にも関係するものであり、子どもの権利や発達保障を最優先に考えるため、米子市の公立保育所統廃合・民営化計画の撤回を求めること。</p>	<p>米子市公立保育所の建替えの構想については、老朽化の状況等を考慮し、かつ関係保護者、保育需要、民間事業者の動向、整備の緊急性等を総合的に勘案したうえで随時柔軟な見直しを行いながら進めていくよう米子市が方針決定されているところである。子ども・子育て支援計画は、保育需要を見込んだ上で必要な保育の量を確保するものである。米子市においても適切に計画管理を行われるものと考えており、今回の検討がすぐに県計画に影響を与えるものとは考えていない。</p>
<p>③公立保育所への運営費の一般財源化で老朽化した保育所の建て替えが困難な自治体が増えている。国に対し、公立保育所の建て替え、改修に見合った補助金を出すよう求めること。県としても支援すること。</p>	<p>公立保育所の施設整備については、地方債や社会福祉施設整備事業債、過疎地域においては過疎対策事業債の活用が可能であり、国庫補助金の一般財源化による影響が生じないよう適切に財政措置が講じられているため、県として支援する予定はない。</p>
<p>(教育)</p> <p>①本年度実施した全国学力・学習状況調査(全国学テ)の結果は、鳥取県は算数・数学では、小学校はA問題、B問題ともに全国平均を下回り、中学校では、B問題では全国平均を下回った。結果を受けて、鳥取県は「学力向上推進プロジェクトチーム(仮称)」を立ち上げ、例えば中部では過去5年間の小学校の国語、算数のB問題をもとに「活用問題集」を作成し、授業改善に結びつけるとしているが、平均正答率アップを狙ったものであり、子どもと教職員を点数獲得競争に駆り立て、教育をゆがめる。全国学テが上位の学校でも同様である。全国的にも年度初めの多忙な時期に実施があることから教員にも負担となっていることや、大阪市長が学テ結果を教員手当てに反映する考えを示すなどは教育本来の姿を捻じ曲げるものである。全国的な学力や学習状況を把握・分析をすることは、数年ごとの抽出調査でも可能であり、国に来年度以降の学テ悉皆調査の中止を求めること。また鳥取県は参加を見送ること。</p>	<p>全国学力・学習状況調査は、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することの他に、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることや、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的に実施されている。中部地区の取組は、点数獲得競争に駆り立てるような取組ではなく、授業改善を通して、これからの社会に必要な思考力・判断力・表現力の育成をねらったものである。学力向上に向けて、データを基に自校の児童生徒の課題を明確にし、課題の改善を図るためにPDCAサイクルを確立することが必要であり、全国学力・学習状況調査はその効果的なツールとなり得ることから、中止を求める予定はない。また、参加については、学校設置者である市町村教育委員会が判断されるものであり、県として判断するものではない。</p>
<p>②スクールカウンセラーは中学校区単位で配置されているが、相談ケースが多く、カウンセラーの業務も過重になっている。小学校単位で配置すること。</p>	<p>児童生徒の抱える課題の多様化、複雑化によりスクールカウンセラーの果たす役割は重要さを増しているが、配置については現在の方法を継続しつつ、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな対応の一層の充実を図るよう、引き続き検討してまいりたい。</p>
<p>③遠距離通学している高校生への通学費助成し、市町村補助を支援すること。</p>	<p>県立高等学校においては、就学支援金制度、授業料の減免制度、奨学給付金制度などを設け、高校生を持つ保護者の負担軽減に努めており、通学費の補助は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>7、災害・猛暑・豪雪対策</p> <p>①住民要望にそって河川の土砂や木を撤去するため、河川管理費の当初予算を抜本的に増額すること。</p>	<p>大規模降雨により、河川内に土砂が堆積したり、樹木が繁茂している箇所があることから、既に計上された補正等の中で優先順位を考えながら対応していくとともに計画的に実施していく。</p>
<p>②排水ポンプ車を増設すること。</p>	<p>平成30年度に排水ポンプ車を県東部に1台増強することとしており、この効果を検証することとし、引き続き、市町村と連携しながら排水作業を実施していく。</p>
<p>③千代川決壊を想定した避難体制と避難所の確立を急ぎ、住民に周知徹底すること。</p>	<p>千代川流域では、国土交通省鳥取河川国道事務所が平成28年6月に想定最大規模降雨による浸水想定区域を公表するとともに、鳥取県、鳥取市、鳥取地方气象台をメンバーに加えた「千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」を組織し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を順次実施中である。(平成32年度を終期)</p> <p>鳥取市の方でも、既に県有施設を避難所として指定することや協定締結による民間施設の活用により、より多くの避難場所を確保することに取り組まれているところであるが、今後は遠くの避難所に避難することができない場合に備え、住民が短時間で近くの安全な場所に緊急的に避難できるよう、建物の2階以上を緊急避難場所として年内に指定できるよう作業中とお聞きしているの、県としても必要な支援に取り組んで参りたい。</p>
<p>④県被災者住宅再建制度は、台風24号で床上浸水住宅が17件もあったが、制度が発動されなかった。被災住宅1件から制度が発動されるよう、市町村と相談すること。</p>	<p>県制度は、県と市町村が共有する基金で運営しており、一定の被害規模を対象としている。</p> <p>局地的な災害への発動要件については、平成24年度に見直しを行っており、それ以降市町村から新たな要望はない。</p>
<p>⑤国の被災者生活再建制度は、半壊、一部損壊も支援対象にし、支援額も上限300万円からせめて500万円まで引き上げるよう求めること。災害救助法の応急住宅支援を受けたら、仮設住宅に入れないという無慈悲な取り扱いを改善するよう国に求めること。</p>	<p>国制度の支援対象については、半壊、一部損壊まで拡大するよう7月に国に要望している。国制度の支援額については、被災者の実相に沿う形とすることが望ましいが、国と地方の共同事業で基金を積立てており、各都道府県とのコンセンサスを得ているものであるため、妥当なものと考えている。</p> <p>災害救助法に基づく住宅の応急修理は元の住宅に住むことを目的とし、応急仮設住宅は元の住宅が滅失し住宅を確保できない者に供与することを目的とするものであることから、二重に救助を行わない国の運用は妥当であると考えられるため、国に対して改善の要望は考えていない。</p>
<p>⑥小中学校のエアコン設置を一気にすすめるため、国支援の差額分を県が支援する制度を創設すること。またその際、地元業者への事業発注を促すこと。(臨時国会の補正予算では国支援1/3から地方財政措置も加わり実質2/3支援になった)</p>	<p>小中学校のエアコン設置については、設置者である市町村がそれぞれの判断に基づいて設置を進められているが、従来から市町村に対する国の支援制度があり、今年度の国補正予算で創設される臨時特例交付金ではより一層の地方負担の軽減が図られているため、県が補助することは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>8、医療・介護・障がい者 (国保)</p> <p>①国保県単位化にともなって、国保料引き上げをさせないこと。そのためにも全国知事会が求める国の1兆円の財政負担実現を引き続き求めること。</p>	<p>平成30年度からの国保制度改革に伴い、平成27年2月12日の国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議(国保基盤強化協議会)における合意に基づく必要な財源を確保するよう、知事会要望など、あらゆる機会を捉えて国に対して要望している。</p> <p>また、本県としても、国が責任をもって今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤を確立し、持続可能な国保制度の確立を求めるなど、国に対し要望を行っている。(本年度も4月9日、7月10日に要望済)</p>
<p>②国保料を引き上げないよう県独自の財政支援をすること。1世帯1万円の引き下げ、所得のない子ども1万円の軽減措置を講ずること。</p>	<p>既に県は法律に定める法定の負担を実施しており、県独自の財政支援は考えていない。</p>
<p>③市町村の一般会計からの繰入を排除しないこと。</p>	<p>平成30年度からの国保制度改革では、持続可能な国保制度となるよう県も保険者として、市町村とともに国保財政を担うこととなり、県と市町村が一体となって、国保に関する事務を共通認識の下に実施するように、県内の統一的な運営方針(鳥取県国民健康保険運営方針)を本年3月に策定したところである。</p> <p>この方針の中で、一般会計繰入は、その考え方を整理の上、市町村の意向を十分尊重しながら、決算補てんのための法定外一般会計繰入の解消・削減に努めていくこととしているが、保険料の決定は引き続き市町村が行う仕組みとなっており、市町村の財政状況や収納状況、基金の活用等を総合的に勘案されながら、最終的には市町村が判断されることと認識している。</p>
<p>④県特別医療費助成に対する国の減額措置・ペナルティを廃止するよう求め、ペナルティが廃止されない場合、県が応分の負担をすること。</p>	<p>今後も、国に対して積極的にペナルティ廃止に向けて要望していくこととしているが、平成30年度から県も市町村とともに保険者として国保事業の運営を担うことになったため、減額分への対応については、各市町村で減額分に対する財源補てんの方法や考え方に違いがある状況等を踏まえながら、引き続き市町村と協議していきたいと考えている。</p>
<p>⑤国保運営方針を話し合う国保運営協議会は、開催回数を増やし、委員のメンバーが制度を理解し、負担軽減のためにきちんとした議論ができるようにすること。また、実質的に県と市町村の合意形成を図る国保連携会議を公開すること。</p>	<p>国保運営協議会は、国保運営の重要事項等を審議する場であり、審議内容により適切な時期に開催し、必要に応じて委員へ事前説明を行うなど、より良い議論となるよう努める。</p> <p>また、国保連携会議は、市町村担当課長と県が忌憚なく意見を発し、協議する場であり、会議の公開は考えていないが、引き続き、会議の結果を常任委員会に報告する。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(風疹ワクチン助成)</p> <p>国立感染症研究所 感染症疫学センターが10月17日風疹流行に関する緊急情報を出している。県は風しん抗体価検査の無料実施と風しんワクチン接種費用の助成をしているが、対象は妊娠を希望される女性・妊娠を希望する女性の配偶者(内縁を含む)となっている。現在主たる感染源となっているのは30代から50代の男性で、5人に1人は抗体を持っていないといわれているが、家庭だけでなく職場でも感染する可能性が高い。この方たちが抗体検査やワクチン接種をするためには全額自費となるが、集団免疫を形成するためにも、現在の対象外の方でも抗体検査やワクチン希望者への助成をすること。</p>	<p>風しんの抗体価検査については、抗体価が低い妊婦の配偶者・同居者及び妊娠を希望する女性とその配偶者・同居者について無料検査の対象となっているが、厚生労働省では今年の全国的な流行状況に鑑みて、来年度から無料対象者を30～50歳代の男性に拡大するよう予算要求している。本県もこれに合わせた対応を準備中であり、国の動向を注視していく。</p> <p>また、ワクチン接種については、単県事業により妊娠している女性の配偶者及び妊娠を希望する女性(抗体価の低い者)を対象として市町村を通じて助成しているが、先天性風しん症候群の対策を更に充実するため、妊娠している女性の同居者及び妊娠を希望する女性の配偶者・同居者(抗体価の低い者)も助成対象にすることとして11月補正による対応を検討中である。</p> <p>【11月補正】風しん対策特別促進事業 3,876千円</p>
<p>(障害者)</p> <p>①障害者就労継続支援B型事業所の月額報酬を工賃実績で差をつけたことで、平成29年度実績でも25ヶ所(121事業所のうち20%)が報酬削減になる、報酬を元に戻すよう求めること。県独自に報酬差額を補填し、事業所の安定経営を支援すること。また県独自の工賃補助を実施すること。</p>	<p>就労継続支援事業所の意見等も踏まえ、国に対しては、工賃以外の評価基準も考慮した報酬算定とするよう要望を行っている。また、県独自の支援として、中小企業診断士の派遣、無利子融資、新商品開発補助などの運営面の支援を行っている。</p> <p>工賃は、就労系障がい福祉サービス事業所において障がいがある方が製作された物品の販売、サービスの提供等により得られた利益をもとに支給されるものであることから、工賃を補填するような補助は考えていない。</p>
<p>②放課後デイサービス事業所の報酬が削減され、特に重度者が「少ない」区分2に分類されると、日額約700円も大幅削減され、経営と運営を圧迫し、事業所の存続が危ぶまれる。報酬制度を元に戻すよう求めること。報酬改定で、児童支援員加算や、看護師加算があるが、人員確保が困難であり、確保支援をすること。</p>	<p>平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定において、放課後デイサービス事業については、利用する障がい児が障がい特性に応じた適切な支援を受け、生活能力の向上などが図られるよう、これまでの一律の単価設定となっていた基本報酬について、障がい児の状態やサービス提供時間等に応じた適切な評価に基づく報酬体系に改められたものであり、一定の評価をしているところである。</p> <p>県下の事業所に関して、総合事務所福祉保健局等を通じて聞き取りをしたところ、今回の報酬改定が経営に悪影響を及ぼしているといった声は聞いていないところから、現時点では、国に要望することまでは考えていない。</p> <p>また、児童指導員や看護師の人材確保については、県においても、各事業所が継続してサービスを提供するためには重要な課題と認識していることから、関係者や事業者の声を踏まえながら、今後も人材確保に取り組んでいきたい。</p>
<p>③30の都道府県で障害者医療費は無料にしている。県障害者特別医療費助成は、元の無料にもどすこと。</p>	<p>市町村の財政負担等も考慮し持続可能な仕組みとするため、現行制度としたものである。市町村民税非課税世帯は本人負担をゼロとしている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(交通バリアフリー)</p> <p>①UDタクシーの電動車いすの乗車については、タクシー協会でも乗務員の研修等で理解をするよう教育がなされているが、8月中旬にも乗車拒否になるところをかなりの交渉で簡易型電動車いすが乗車できた事例があることから、引き続き教育を徹底するよう求めること。またUDタクシーの仕様書では装備も含めて全体で200キロまでは利用可能となっているが、実際はスロープが簡易型でない電動車椅子の場合、重量に耐えられないので乗せられないと利用者から聞いているが、スロープの改良も視野に入れ調査すること。</p>	<p>県では県内タクシー、バス事業者を対象に、電動車いすも含めた車いすの乗車実技に重点を置いた研修を10月に東部、中部、西部で実施した。電動車いすの利用者である研修講師からは、ほとんどの電動車いすの重量は最大でも100キロ程度であり、乗せ方を工夫することで現在のスロープで対応可能であると聞いており、スロープへの荷重を軽減させるために介助者が片足で介助したり、利用者了解のもとで着脱可能な装備を一旦外したりするなどの方法もあわせて実習している。</p>
<p>②高齢者自動車免許返納者へのタクシー割引</p> <p>タクシー会社によって、高齢者の免許証返上者の割引を自主的に行っているところがあるが、高齢者が多くなり利用者も増えてきたため、タクシー会社の過重負担となっているとタクシー協会から聞いた。公共交通機関が脆弱な本県にとって、高齢者が免許証を返上することは生活上大変な困難をもたらす面がある。県内のタクシー助成の実態を調査し、県も必要な補助をすること。</p>	<p>鳥取県ハイヤータクシー協会等が行う運転免許自主返納高齢者のタクシー料金1割引きに加え、交通空白地を抱える中山間地域のタクシー利用者、ドアツードアの移動が必要とされている障がい者、要介護認定者のタクシー利用者等の移動困難者への直接助成として、県内19市町村のうち17市町村がタクシー助成を行っている。しかし、一方で、タクシー助成のみ先行させるとバス路線の維持が困難になることから、県としては市町村自らが地域の実情に応じた生活交通体系の再構築を行うためのデマンドバス化やバス路線再編に伴うタクシー利活用等に係る支援について、平成31年度当初予算に向けて検討する。</p>
<p>③JR山陰本線を走行する特急まつかぜ(おき)の車両は車両とホームとの間が広く、段差も大きいため大変危険である。障害のある人(車椅子等)は事前に通告するとスロープが準備されるなどの配慮はあるが、高齢化がすすむなかでバリアフリー化はどうしても必要である。改善に向けJRと協議すること。</p>	<p>レールの中心からホームまでの決められている距離に対し、振り子式のため車両幅が小さいことや車両のステップが廃止されたことなどから、車両とホームの間に隙間や段差が生じている。JR西日本では、ハード面のバリアフリーを補完するため、車椅子利用者の乗降時に、列車とホームの間にスロープをかけて乗降を手伝うなどソフト面の対応を行っているところである。引き続き、JR米子支社と定期的に開催している意見交換会で要請したい。</p>
<p>④JR全車両に車椅子スペースを早期に設けるよう求めること。</p>	<p>JR米子支社管内では、一部の車両に車椅子対応座席や専用スペースが確保されている。また、車椅子対応座席や専用スペースが設けられていない車両については、車椅子利用者の事情をお聞きし、運転席後のスペースを御案内するなどの対応を行っている。この度の御意見は、JR米子支社と定期的に開催している意見交換会で要請したい。</p>
<p>9、産業廃棄物関係</p> <p>①平成31年度の鳥取市に対する要望事項に、旧鳥取プレイランド跡地への産廃不法投棄問題への対応を求める意見が、鳥取市国府町成器地区自治会から提出されている。これまで鳥取県がこの問題に対応してきたが、旧鳥取プレイランド跡地の所有者の協力が得られず、対応が中途半端になったままである。しかし、平成30年度から鳥取市が中核市となり、県東部エリアの産廃問題の担当は鳥取市となったため、県からの引継ぎ、そして問題解決のための対応、住民説明会を行うよう、鳥取県から鳥取市に働きかけること。</p>	<p>平成30年4月の中核市移行に伴い、産業廃棄物に関する権限が鳥取市に移行したため、本件を含め適切な事務引継を行っている。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>②南部町の安定型産業廃処分場はアスベストをいれるということで、住民の反対がおきているが、数十年前に許可になった産業廃棄物処分場で長い間使用していなかった場合、再度現時点での基準に合わせた審査を実施すること。住民の反対運動があることを無視して、アスベスト埋設の許可を出さないこと。</p>	<p>アスベストを含む産業廃棄物のうち非飛散性のものについては、環境への影響がほとんど無いことから、産業廃棄物安定型最終処分場への搬入が認められている。非飛散性のアスベストの新たな取扱いは許可対象ではなく、届出対象事項である。</p> <p>既存の許可施設に対しても現在の基準が適用され、基準適合状況を厳格に確認するとともに、県は定期的な立入調査により施設の確認を行い、適切な維持管理がされるよう監視することとしている。</p>
<p>③淀江産業廃棄物処分場にかかる条例手続きがすすめられているが、農業者の意見調整会議では、なにもしていない傍聴者（漁業者）に対し、数人の職員で取り囲み、羽交い絞めにするという不当行為がなされた。過剰反応である。また1自治会では質問にまともに答えず時間切れと終了、関係自治会住民の人数制限をする、要望している会議録（概要でないもの）等提出もしないなど県とセンターの対応はあまりに異常である。一方的なセンター寄りの態度ではなく、意見調整を申し出た者の納得の得られる資料を、センターが住民に対し事前に渡すよう求め、本来県がなすべき調整の会議ができるよう責任をもって対応すること。</p>	<p>条例手続きに係る意見調整は、関係住民と事業者との意見の論点を整理すること等により、相互理解を促進し、双方の歩み寄りを確認するものである。</p> <p>県は、手続条例の規定に基づき、公平、中立の立場で、意見調整の趣旨に沿って、厳正に調整を行っている。</p> <p>なお、自治会との意見調整会議では、傍聴者が会議開催前に事業者側の出席者の腕をつかみ入室を妨げたり、会議終了後机を押し出したりする等の行為をされたため、制止するなどの対応を行ったが、何もしていない傍聴者を取り囲んだ等の事実はない。</p> <p>また、意見調整会議では、事業計画に係る生活環境保全上の意見について、予定時間を超過しても丁寧な調整に努めており、「時間切れ終了」としたことはない。</p> <p>自治会の意見調整会議の出席者については、平成30年6月定例県議会で錦織議員の一般質問にお答えしたとおりである。</p> <p>会議録については、センターが会議録としてまとめたものを、会議開催通知に併せて既に送付している。</p>
<p>10、鳥取県住宅供給公社の特別損失について</p> <p>鳥取県住宅供給公社が平成11～13年度に施行した鳥取市福部町の岩戸団地の団地ない道路の路面が隆起し、福部町や鳥取市がくりかえし道路改修工事が行われてきたが、平成27年度に鳥取市が原因を調査した結果、碎石のかわりに路盤材に使用された鉄鋼スラグの膨張が原因であったことが判明している。現在、住宅供給公社は鳥取市から1億5千万円の損害賠償請求を求められている。きちんと経過を記者発表し、県議会常任委員会にも報告し、当時の公社や県の部長は責任を取るべきである。</p>	<p>この特別損失は、公社が施工した岩戸団地の団地内道路の道路隆起の不具合について、鳥取市から平成27年度に公社の費用負担により道路改修工事の施工を求められ、公社としてその責任を認めて、平成28、29年度に道路改修工事を実施したことにより、発生したものである。</p> <p>この特別損失について、公社は理事会に報告し、承認を得るとともにホームページの経営状況報告書において公表しており、県は平成29年度、30年度の決算審査特別委員会で経過も含め報告しているところである。</p> <p>道路の不具合の原因となった鉄鋼スラグは、路盤材としての使用を認められたものであったが、鋼製スラグの膨張により平成13年度の引渡し後、道路の一部にクラック等の不具合が生じ、その際、施工業者はクラック補修を行った。当時、公社としては鉄鋼スラグの膨張は収束するものと認識しており、将来的に全面的な改修が必要になることまでは予見できなかった。</p> <p>その後、鳥取市は道路の不具合の補修工事を複数回実施しているが、平成27年度に至るまで公社には全く相談がなかったため、公社としては状況を把握できず、施工業者に瑕疵担保責任を追及する機会を逸したものであることから、これ以上の責任の追及までは考えていない。</p> <p>公社はこの特別損失により2期連続債務超過となったため、現在、年度内を目途に経営健全化方針の策定を進めており、その内容については常任委員会で報告することとしている。</p>